

## 河川清掃等ボランティア団体に対する助成金交付要綱

平成18年7月1日要綱第18号  
平成20年3月17日改正  
平成21年3月25日改正  
平成29年5月15日改正

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）が、東京都が管理する河川において、河川環境保全を目的とした河川に係る清掃や調査、その他環境美化の活動を行うボランティア団体に対して、交付する助成金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象)

第2条 前条の目的に合致した当該年度の特定の活動に必要な経費（用具費、材料費等）の全部又は一部を助成金として交付する。

(交付団体)

第3条 助成対象団体は、東京都の管理する河川に関し、各河川を所管する関係機関と連携して活動する団体とする。

(助成金)

第4条 助成金額は、1団体につき1年度に2万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を申請する団体は、次に定めるところとする。

- (1) 助成申請受付書（様式第1号）は、各河川を所管する関係機関による意見が付された後、協会にて正式に受理する。
- (2) 助成金の交付申請は、河川清掃等ボランティア団体に対する助成金交付申請書（様式第2号）により、協会に申請するものとする。
- (3) 助成を受けようとする団体は、河川清掃等ボランティア団体に対する助成金交付申請書（様式第2号）に次に定める書類を添付し、協会に申請するものとする。
  - ア 助成対象活動に係る活動計画書（様式第3号）
  - イ 助成対象活動に係る申請内訳書（様式第4号）
- (4) 助成対象活動に係る申請内訳書（様式

第4号）については、種別番号表（様式第4号 別紙1）を参照し作成するものとする。

(審査)

第6条 協会は、各河川を所管する関係機関の意見を参考に助成対象活動に係る活動計画書（様式第3号）、助成対象活動に係る申請内訳書（様式第4号）を審査する。

(助成金交付の決定と通知)

第7条 協会は助成の可否を決定し、河川清掃等ボランティア団体に対する助成金交付決定について（通知）（様式第5号）又は河川清掃等ボランティア団体に対する助成金交付に係る審査結果について（通知）（様式第6号）により申請者宛助成の可否を通知する。

(報告書の提出)

第8条 助成金の交付決定を受けたボランティア団体は、助成対象活動の終了後、速やかに協会宛に助成対象活動に係る活動報告書（様式第7号）、活動報告写真（様式第7号 別紙1）及び助成対象活動に係る精算内訳書（様式第8号）を提出しなければならない。ただし、助成対象活動に係る精算内訳書（様式第8号）については、種別番号表（様式第8号 別紙1）を参照し作成するものとする。

(助成金交付額の決定と支払)

第9条 協会は、助成対象活動に係る活動報告書（様式第7号）、活動報告写真（様式第7号 別紙1）を参考に助成対象活動に係る精算内訳書（様式第8号）を審査し、助成金額を決定する。助成金の支払は精算払いとし、河川清掃等ボランティア団体に対する助成金交付請求書（様式第9号）に基

づき支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月17日）

この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日）

この要綱の一部改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条の規定に基づき公益財団法人の設立の登記をした日から施行する。

附 則（平成29年5月15日）

この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から遡及して施行する。